

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案（概要）

1. 概要

- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第7項等が改正され、被扶養者及び国民年金の第3号被保険者（以下「被扶養者等」という。）の要件に国内居住要件が追加された。
- 本省令案は、健康保険法等の国内居住要件の例外となる者を定めるとともに、被扶養者等の認定に必要な届出に関する規定の整備等の改正を行うもの。

2. 改正内容

- (1) 国内居住要件の例外となるもの（健康保険法第3条第7項等）は次に掲げるものとする。
 - ① 外国において留学をする学生
 - ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
 - ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
 - ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
- (2) また、健康保険法等の適用を除外すべき特別の理由がある者は次に掲げる者とする。
 - ① 日本の国籍を有しない者であって出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第7条第1項第2号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは障害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは障害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの
 - ② 日本の国籍を有しない者であって入管法第7条第1項第2号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動を行うもの
- (3) なお、この省令の施行により被扶養者等でなくなる者であって、施行日（令和2年4月1日）時点で保険医療機関に入院している者の被扶養者等の資格について、入院期間中は継続させることとする。
- (4) 厚生労働大臣及び健康保険組合は、この省令の施行の日前においても、本改正後の規定により国内居住要件の例外に該当する旨を記載した被扶養者異動届や本改正後の規定により被扶養者の要件を満たさなくなった者に係る被扶養者削除届の届出の受理を行うことができることとする。また、同様に、厚生労働大臣は、本改正後の規定により国民年金の第3号被保険者が国内居住要件の例外に該当する場合の届出及び本改正後の規定により第1号被保険者又は第3号被保険者が資格喪失したときの届出の受理を行うことができることとする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠条項

- ・ 健康保険法第3条第7項及び第207条
- ・ 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第9項及び第155条
- ・ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第1号及び第3号、第8条第3号、第9条第4号、第12条第1項及び第5項、第109条の4第1項第38号並びに第110条

4. 公布日及び施行日

公布日：令和元年8月中旬（予定）

施行日：令和2年4月1日（予定）。ただし、2（4）については公布日。